

令和 8 年 10 月 7 日

お客さま 各位

J Aバンク神奈川

令和8年台風第 25 号に伴う災害にかかる 被災者の皆さまへのご対応について

このたびの令和 8 年台風第 25 号に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心より
お見舞い申し上げます。

J Aバンク神奈川では、災害救助法（本県の対象地域は三浦市、横須賀市）が適用され
た地域の被災者の方々に対しまして、以下のとおり便宜の取扱いをさせていただきます。

なお、本件にかかるご相談につきましては、お客さまのお取引のある店舗の窓口までお
願い申し上げます。

- （１）貯金の通帳、証書、印鑑等をなくされた方は、お支払いについて便宜扱いもいたし
ますのでお気軽にご相談ください。
- （２）ご事情により、定期貯金等の期限前払出しまたは定期貯金等を担保とする貸出につ
きましても、ご相談に応じます。
- （３）今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情により対応を検
討させていただきますのでご相談ください。
- （４）今回災害のため支払ができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分
についても、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
- （５）損傷した日本銀行券や通貨のお引換をいたします。
- （６）国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
- （７）災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続の簡便化および迅速化、既存融
資にかかる返済猶予等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまか
らの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行いますのでご相談くださ
い。
- （８）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相
談に応じさせていただきます。

以 上